

請負工事成績評定の方法

十日町市請負工事成績評定実施要領第4条に規定する成績評定の方法は下記によるものとする。

記

- 1 成績評定は、別紙工事成績採点表（土木・農地）に基づき算定した評定点を、次のとおり区分するものとする。

評 定 の 区 分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80 点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75 点以上 80 点未満	標準的工事	Aランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65 点以上 75 点未満		標準的な工事
D	60 点以上 65 点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60 点未満		今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

- 2 評定者は、監督員・担当係長等及び検査職員とする。（十日町市請負工事成績評定実施要領第3条）